

第九章 中老・婦人担当

第四十七条 中老・婦人担当は、中老会会員と、中老会に加入していない成人男女及び他市町村より帰郷し、祭典に参加を希望する者の統制に当たる。

第四十八条 中老・婦人担当の組織は次の通りとする。

中老・婦人担当副頭取会長 一名

中老・婦人担当副頭取会長補佐 一名

中老・婦人担当副頭取 十二名

第四十九条 他市町村より帰郷し、屋台曳き回しを希望する成人男女を取りまとめ、別に定める登録名簿に記入し、頭取の許可を得、これを祭典本部に提出する。

第五十条 中老・婦人担当は、自社の中老会員に、山形二本線の腕章を与える。